

平成15年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法第60条第2項の規定に基づき、平成15年1月1日現在における同法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位：人)

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
国立公文書館	43	うち育児休業者1
駐留軍等労働者労務管理機構	406	うち停職者1
通信総合研究所	432	うち休職者7、派遣職員1
消防研究所	46	
酒類総合研究所	50	
国立特殊教育総合研究所	80	
大学入試センター	101	
国立オリンピック記念青少年総合センター	62	
国立女性教育会館	28	
国立国語研究所	62	うち休職者1、育児休業者1
国立科学博物館	148	
物質・材料研究機構	548	うち休職者1
防災科学技術研究所	109	
航空宇宙技術研究所	410	うち休職者4
放射線医学総合研究所	366	うち派遣職員2、育児休業者3
国立美術館	113	うち育児休業者1
国立博物館	217	うち休職者1
文化財研究所	126	
国立健康・栄養研究所	52	
産業安全研究所	49	うち育児休業者1
産業医学総合研究所	75	
農林水産消費技術センター	454	うち育児休業者2
種苗管理センター	329	うち休職者1
家畜改良センター	926	うち休職者2、専従職員1、派遣職員3、育児休業者3
肥飼料検査所	139	うち育児休業者1
農薬検査所	64	
農業者大学校	43	
林木育種センター	147	うち派遣職員1
さけ・ます資源管理センター	143	

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
水産大学校	193	うち育児休業者 1
農業技術研究機構	2,778	うち休職者1、専従職員1、派遣職員6、育児休業者5
農業生物資源研究所	423	うち育児休業者 2
農業環境技術研究所	193	うち専従職員 1
農業工学研究所	134	うち派遣職員 3
食品総合研究所	128	
国際農林水産業研究センター	158	うち派遣職員 6
森林総合研究所	685	うち派遣職員 5、育児休業者 2
水産総合研究センター	759	うち派遣職員 2、育児休業者 1
工業所有権総合情報館	55	うち育児休業者 1
産業技術総合研究所	3,177	うち休職者3、派遣職員5、育児休業者5
製品評価技術基盤機構	408	うち休職者3、育児休業者2
土木研究所	214	
建築研究所	97	
交通安全環境研究所	102	うち休職者 1
海上技術安全研究所	227	うち育児休業者 1
港湾空港技術研究所	110	
電子航法研究所	64	うち育児休業者 1
北海道開発土木研究所	177	うち休職者 1
海技大学校	82	
航海訓練所	459	うち休職者 1、派遣職員 5
海員学校	148	
航空大学校	123	
自動車検査独立行政法人	874	
国立環境研究所	263	うち休職者 3、育児休業者 1
合 計	17,799	うち休職者30、停職者1、専従職員3、派遣職員39、育児休業者35

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、備考欄に掲げる休職者(国家公務員法第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。)、停職者(国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。)、専従職員(国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第7条第5項の規定により休職者とされた者をいう。)、派遣職員(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者をいう。)及び育児休業者(国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業をしている者をいう。)を含む(独立行政法人通則法第60条第1項、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第4条)。